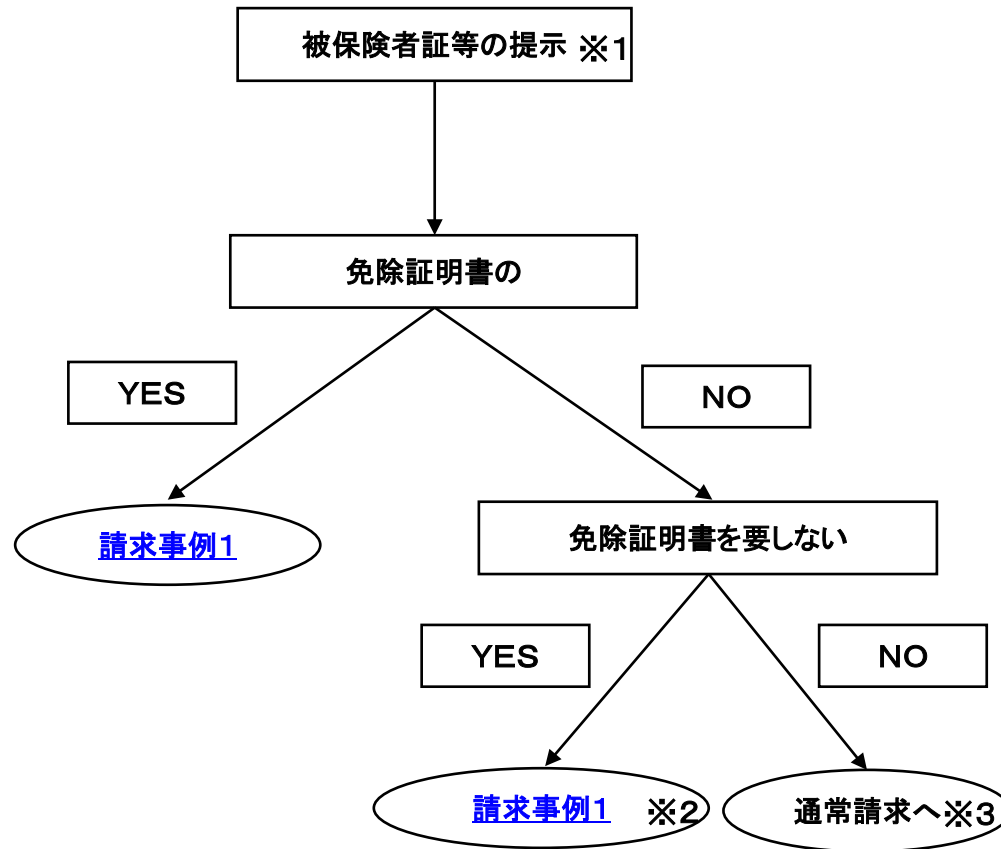


(7月診療分以降)

別紙4

訪問看護



※1 平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり

被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとなっています。

【参考】平成23年5月2日付け、厚生労働省保険局医療課事務連絡

※2 免除証明書を要しない保険者については平成23年8月2日付け、厚生労働省保険局医療課事務連絡をご参照ください。